

埼玉県介護ロボット普及促進事業費等補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、介護ロボットを導入する際の経費の一部を助成することにより、介護ロボットの使用による介護従事者の負担の軽減を図るとともに、介護ロボットの普及による働きやすい職場環境の整備を図り、介護従事者の確保及び定着に資するため、介護サービス事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「介護サービス事業」とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号 以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第26項に規定する施設サービス、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定により、なおその効力を有するものとされた改正前の法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）、法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス、法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス、法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスを行う事業をいう。
- 2 この要綱において「介護サービス事業者」とは、介護サービス事業を行う者をいう。
- 3 この要綱において「介護従事者」とは、介護サービス事業に従事し要援護者に対する介護を行う者をいう。
- 4 この要綱において「介護ロボット」とは、次の（1）から（3）の全ての要件を満たす介護ロボットをいう。

(1) 目的要件

日常生活支援における①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

(2) 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

ア ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術をいう。）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

イ 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成25年度～平成29年度）、「ロボット介護機器開発・標準化事業」（平成30年度～令和2年度）、「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」（令和3年度～）において採択された介護ロボット（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）

(3) 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

5 この要綱において「見守り機器の導入に伴う通信環境整備」とは、下記の経費のことをいう。なお、既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。

(1) Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費

(配線工事 (Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む) 、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など)

(2) 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム

(デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む)

(3) 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費

(介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア (既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む) 、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等)

6 この要綱において「介護ロボット導入計画」とは、導入後3年間の達成すべき目標、導入すべき機種、期待される効果、従前の介護職員等の人員体制、介護ロボット等の導入後に見込む介護職員等の人員体制、利用者のケアの質の向上及び休憩時間の確保等の職員の負担軽減に資する具体的な取組（「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン（パイロット事業改訂版）」（厚生労働省老健局・令和2年3月発行）参考）等の項目が記載された計画で、実際の活用モデルを示すことでほかの介護施設等の参考となるべきものをいう。

(補助の対象)

第3条 この補助金は、次の事業を補助の対象とする。

(1) 介護ロボット普及促進事業

介護ロボットの使用による介護従事者の負担の軽減を図るとともに、介護ロボット等の普及による働きやすい職場環境の整備を図るため、介護ロボット等を購入またはレンタルする際に必要な経費について、その一部を県が民間事業者に予算の範囲内で補助する事業。

(2) スマート介護施設モデル事業

別に定める「スマート介護施設モデル事業者募集要項」（以下「募集要項」という）に基づき、モデル施設として選定された施設に対し、介護ロボット等を購入又はレンタルする際に必要な経費の一部を県が予算の範囲内で補助する事業。

2 この補助金は、次の経費を交付の対象とする。

(1) 介護ロボット機器

第2条第4項で定めた介護ロボットの購入、リース又はレンタル契約に係る費用及び初期設定に要する費用とする。ただし、次に該当する介護ロボットに係る費用は、補助の対象外とする。

ア 交付決定前に購入、リース又はレンタル契約を締結したもの

イ 本事業と同趣旨の事業による補助金の交付を受けているもの又は受けることを予定しているもの

(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

第2条第5項で定めた見守り機器の導入に伴う通信環境整備に要する費用とする。ただし、介護ロボットのメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。

(補助額等)

第4条 前条の経費に対する補助額は、次により算出された額とする。

(1) 1機器につき、当該所要経費の4分の3又は以下の表の1欄に定める介護ロボットに応じた2欄の基準額のいずれか低い額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切捨てるものとする。

1 介護ロボット	2 基準額
移乗支援（装着型・非装着型） 入浴支援	100万円
見守り機器（導入に併せて実施する 通信環境整備費を含む）	30万円
上記以外	30万円

(2) 複数の分割可能な部分で構成される介護ロボットについては、当該介護ロボットとしての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。

(3) 1回当たりの限度台数は、利用定員数を10で除した数とし、1台未満は切上げるものとする。

(4) 介護ロボットについては、介護ロボット導入計画1計画につき、1回の補助とし、見守り機器の導入に伴う通信環境整備については、1事業所につき、1回の補助とする。

- (5) リース又はレンタルの場合は、当該年度分のリース又はレンタル料及び初期設定に要する費用の総額を限度とする。
- (6) 次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。
- ア 消費税及び地方消費税
 - イ 機器の内蔵ソフトの更新費用
 - ウ 機器のメンテナンス費用
 - エ インターネット回線使用料等の通信費
 - オ 保険料
 - カ その他当該事業として相当とは認められない費用

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、介護保険法に基づく指定又は許可を受けた埼玉県内に所在する介護サービス事業者とする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合にはその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている場合。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している場合。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる場合。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められる場合。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 申請書の記載事項は、様式第1号に記載のとおりとする。
- 3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 4 規則第4条第2項第5号に掲げる知事が定める事項に係る添付書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画(様式第1号別紙1-1)
 - (2) 経費所要額調書(様式第1号別紙1-2)
 - (3) 見積書の写し
 - (4) 導入する介護ロボットのカタログ等
 - (5) 事業所の利用定員数が分かる書類

(交付決定通知書の様式等)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、あらかじめ様式第3号により知事に申請し、その承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ様式第4号により知事に申請し、その承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助対象者は、介護ロボット導入後原則として3年間、介護ロボット導入計画に基づいて導入した介護ロボットによって得られた効果に関するデータを客観的な指標に基づいて記録し、様式第5号により毎年4月末日までに報告すること。ただし、報告期限の時点で導入後6月を経過しておらず、効果検証等ができないものについては、その旨を知事に報告すること。

(交付の方法)

第9条 県は、交付額の確定後に精算払により補助金を交付する。

ただし、スマート介護施設モデル事業による補助金は概算払で交付できるものとする。

(状況報告)

第10条 補助対象者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第6号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の実績報告書は、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする日の属する年度の末日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

3 第1項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 経費所要額精算書(別紙6-1)
- (2) 補助対象事業に係る契約書等の写し
- (3) 補助対象事業に係る領収書又は支払が確認できる書類の写し
- (4) 導入した介護ロボット等の写真

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、様式第7号のとおりとする。

2 前項の通知書に基づく補助金の交付額の確定は、前条の規定により提出された報告書の記載内容が適正であることを確認することをもって行う。

(補助金の返還)

第13条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、補助対象事業により取得した介護ロボットのうち、1台当たりの価格が30万円以上のものとする。

2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定める期間とし、期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

(財産処分等に伴う収入の納付)

第15条 補助対象者が知事の承認を受けて前条の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、知事は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

(書類の整備等)

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月20日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

埼玉県介護ロボット普及促進事業費等補助金交付申請書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(申請者)

法人所在地

法人名称

代表者

役職・氏名

下記により埼玉県介護ロボット普及促進事業費等補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業計画 様式第1号別紙1-1のとおり
- 3 添付書類
 - (1) 経費所要額調書（様式第1号別紙1-2）
 - (2) 見積書の写し
 - (3) 導入する介護ロボットのカタログ等
 - (4) 事業所の利用定員数が分かる書類

様式第2号（第7条関係）

埼玉県介護ロボット普及促進事業費等補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった埼玉県介護ロボット普及促進事業費等補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支払方法 精算払
- 3 交付の条件
 - (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ様式第3号により知事に申請し、その承認を受けること。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ様式第4号により知事に申請し、その承認を受けること。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (4) 補助対象者は、介護ロボット導入後原則として3年間、介護ロボット導入計画に基づいて導入した介護ロボットによって得られた効果に関するデータを客観的な指標に基づいて記録し、様式第5号により毎年4月末日までに報告すること。ただし、報告期限の時点で導入後6月を経過しておらず、効果検証等ができないものについては、その旨を知事に報告すること。
 - (5) 補助事業により取得した価格が30万円以上の機器については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
 - (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

様式第3号（第8条関係）

埼玉県介護ロボット普及促進事業費等補助金事業変更承認申請書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(申請者)

法人所在地

法人名称

代表者

役職・氏名

令和 年 月 日付 第 号で交付決定を受けた埼玉県介護ロボット普及促進事業費等補助金について、事業の変更の承認を受けたいので埼玉県介護ロボット普及促進事業費等補助金交付要綱第8条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

- 1 既交付決定額 金 円
- 2 変更後交付申請額 金 円
- 3 変更後事業計画書 様式第1号別紙1-1のとおり
- 4 添付書類
 - (1) 経費所要額調書（様式第1号別紙1-2）
 - (2) 見積書の写し
 - (3) 導入する介護ロボットのカタログ等
 - (4) 事業所の利用定員数が分かる書類

様式第4号（第8条関係）

埼玉県介護ロボット普及促進事業費等補助金事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（申請者）

法人所在地

法人名称

代表者

役職・氏名

令和 年 月 日付 第 号で交付決定を受けた埼玉県介護ロボット普及促進事業費等補助金について、事業の中止（廃止）の承認を受けたいので埼玉県介護ロボット普及促進事業費等補助金交付要綱第8条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の時期

様式第5号（第8条関係）

介護ロボット使用状況報告書

令和 年 月 日

報告担当者職・氏名

報告担当者連絡先（電話）

（メール）

法人名	介護サービス事業所名	介護サービスの種別
介護ロボットの種別	介護ロボットの製品名	
介護ロボット導入時期・台（セット）数	介護ロボット等導入後の介護職員等の人員体制（導入計画時と異なる場合は理由も記載）	
令和 年 月 日 台（セット）		
【介護ロボットの使用状況（使用する業務・使用頻度等）】 ※日々の利用状況等が確認できる日誌等を活用して、具体的に記載すること。		
【介護ロボットの導入効果（導入による業務改善状況等）】 ※導入によって得られた効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて示すこと。 例) 介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減効果、介護従事者（利用者）の満足度等、日々の利用状況が確認できる日誌等を用いるなど他の介護施設等の参考となるべき内容		

様式第6号（第11条関係）

埼玉県介護ロボット普及促進事業費等補助金事業実績報告書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(申請者)

法人所在地

法人名称

代表者

役職・氏名

令和 年 月 日付けで交付決定を受けた埼玉県介護ロボット普及促進事業費等補助金事業が完了したので、補助金の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付確定額 金 円

3 添付書類

- (1) 経費所要額精算書（別紙6-1）
- (2) 補助対象事業に係る契約書等の写し
- (3) 補助対象事業に係る領収書又は支払が確認できる書類の写し
- (4) 導入した介護ロボット等の写真

様式第7号（第12条関係）

埼玉県介護ロボット普及促進事業費等補助金交付確定通知書

令和 年 月 日
第 号

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定をした埼玉県介護ロボット普及促進事業費等補助金については、令和 年 月 日付け実績報告に基づき、下記のとおり確定します。

記

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引過不足額 | 金 | 円 |

請 求 書

令和 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

(申請者)
法人所在地

法人名称

代表者
役職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号で確定の通知を受けた埼玉県介護ロボット普及促進事業費等補助金事業について、下記の金額を支払われたく請求します。

記

請求額 (交付確定額) 金 円

振込先

口座名義			
カナ名義			
金融機関名 及び支店名	銀行 信用金庫 農協		支店 出張所 支所
口座種目 及び口座番号	普通 当座		